

II 自治会って何をしているの？ どうして必要なの？

1. 自治会とは

みなさん“自治会”とはどういう組織かご存知でしょうか。

広辞苑では自治会とは①「学生・生徒が学校生活を自主的に運営するために組織した団体」、②「同一地域の住民が地域生活の向上のためにつくる自治組織。」と記載されています。

みなさんが普段活動されている自治会は広辞苑で示されている②の組織です。つまり、自治会とは「**同じ地域に住んでいる人々が、その地域での生活を自分たちでより良く、豊かなものにするために、自主的に運営している任意団体**」です。

自治会は行政によって組織されたものではなく、行政と協力し合いながら、「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という“協働のまちづくり”の精神が息づいているとても重要な組織となっています。

2. 自治会の活動内容について

(1) 安全・安心のまちづくり

子ども・高齢者の見守り活動や、非常時の対応など、地域の安全・安心や防災に関する活動をしています。

<例>

- ・子どもの登下校時の見守り活動
- ・高齢者の見守り活動
- ・防災に関する情報発信（防災訓練、避難訓練等）
- ・防災グッズの確保
- ・防犯灯の設置、管理 など

自治会はみなさんの生活にどのように関わっているのでしょうか？



(2) 地域住民同士の交流活動

小さな子どもからお年寄りまで幅広い年代が生活している地域で、住民同士の交流やコミュニケーション育む活動をしています。普段からコミュニケーションを取れる関係を構築することで、非常時の情報伝達・避難行動を迅速に行うことや、「見慣れない人が子どもに声をかけている」など地域の防犯、安全・安心のまちづくりにも繋がります。

<例>

- ・お祭り、お楽しみ会（夏祭り、クリスマス会、バーベキュー大会など）
- ・ラジオ体操
- ・敬老の集い など



(3) 広報、広聴、要望活動

地域のみなさまに自治会活動や行政、学校などの行事・イベント・その他お知らせ等の情報を自治会だよりや回覧板を通じて発信しています。

また、その地域で暮らすうえでの課題や改善点を自治会で話し合ったり、住民から聴き取ったりすることで、地域の要望として行政や学校、業者等へ伝達しています。

<例> ・自治会だよりの発行・自治会回覧の実施・地域要望の実施 など



(4) 地域の環境美化活動

地域住民が清潔かつ明るい環境で暮らせるように、ごみステーションの設置・管理、地域の清掃活動等の環境美化活動をしています。

<例> ・地域の清掃、草刈り・ごみステーションの設置、管理
・資源回収 ・花苗運動 など



(5) 冬の生活道路の排雪活動

北海道の冬に雪の排雪は欠かせない作業です。自治会では自治会内の生活道路の通行や拡張のため、業者と契約し排雪作業を実施しています。

<例> 自治会排雪



3. 自治会は地域の生活に必要な存在です

前述した通り、自治会はみなさんが「普通」に「当たり前」の生活するためにとっても大切な役割を担っています。

自治会が無くなってしまったときのことを想像してみてください。隣近所の人たちとの交流の場がなく、災害が発生してしまったときお互いに助け合うこと（共助）をためらってしまうかもしれません。

また、ごみがポイ捨てされたまま、草が伸び放題、街を彩る花もない、防犯のための外灯もなく、暗く怖く清潔感のない雰囲気の街になってしまうかもしれません。

子どもや高齢者を見守る人もなく、小さな子やお年寄りにとって危険な街になってしまうかもしれません。

地域のみなさんが「普通」に「当たり前」に心地よく生活するために、自治会は必要な組織であり、活動をより活性化していく必要があると考えています。そのためにはまず、地域のみなさんが自治会とはどのような組織で、どのような役割を担っているかを知ってもらうことから始まると思います。周りに「自治会ってよくわからない」、「必要ないよね」という人がいたら、ぜひ「こんなことしてるんだよ」と伝えてみてください。「知っている」ことが活動への理解や関心に繋がると考えています。

4. 江別市自治会連絡協議会とは

江別市には「江別市自治会連絡協議会」という組織（以下、「自連協」という）があります。

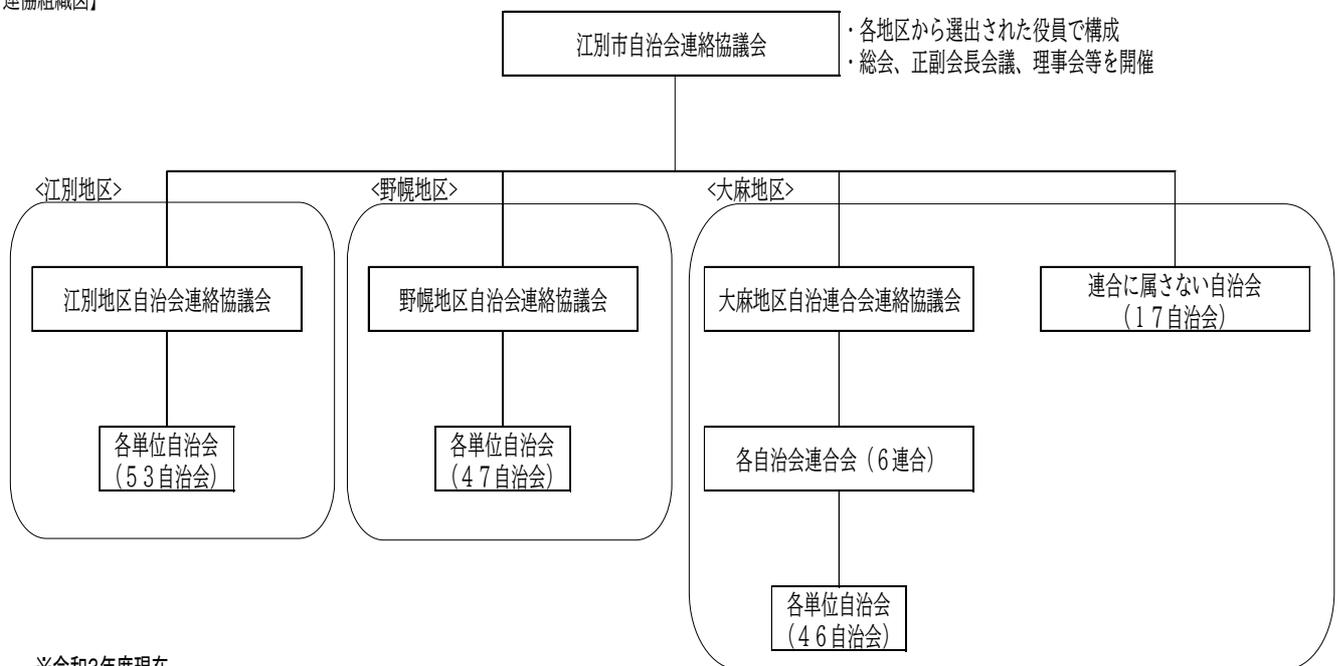
自連協は自治会相互の連携を図りながら、市全体で住みよいまちづくりを進めていくために、市内の単
位自治会・地区連合会で設立した組織です。

具体的な活動として、江別・野幌・大麻の各地区から役員を選出し、総会や正副会長会議、理事会等で
市等からの報告事項や、各地区・各自治会の情報等について議論・共有をしています。

行政に対して市内自治会の総意を伝えたり、行政からの協力依頼等について議論したりと、自治会と行
政を繋ぐ重要な役割を担っています。

また、自連協の事務局については江別市生活環境部市民生活課が担っています。

【自連協組織図】



※令和3年度現在



ちょこっとメモ：避難行動要支援者避難支援制度について

災害発生時、自ら避難することが困難であり、支援を必要とする「避難行動要支援者」とされる方たちは、情報を速やかに入手できないという不安があります。また、大規模災害時などに要支援者の方々が迅速かつ安全に避難をするためには、自治会、民生委員・児童委員などの地域の住民組織の避難支援体制の充実が必要不可欠です。

しかし、日常の中で地域のどこに要支援者がいるのか、どんな支援を求めているかを地域のみなさんが把握するのは難しいという課題があります。



そこで市が要支援者の情報をまとめ（要支援者の中で個人情報自治会等の避難支援関係者に提供することについて同意された方）、その情報を支援組織（自治会や民生委員などの支援する方）に提供し、**地域のみなさんによる共助**の避難支援体制づくりを進めるために、平成21年からこの制度を実施しています。

具体的には大規模災害が発生したときに、自分自身と家族の命を最優先に考え、無理のない範囲で要支援者の安否確認や救出・救助活動、避難支援の協力を支援組織にお願いしています。

※制度への協力を了承し、個人情報の管理などを定めた規約や誓約書、覚書などを市に提出いただいている自治会にのみ名簿の提供をしています。

【この制度に関する問い合わせ先】

江別市総務部危機対策・防災担当

電話：011-381-1407

メール：kikitaisaku@city.ebetsu.lg.jp

